



Title	ヘーゲルの反省論 : 反省の推論
Author(s)	吉田, 六弥
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 1978, 12, p. 17-32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12854
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヘーゲルの反省論

——反省の推論——

吉 田 六 弥

ヘーゲルは論理的な作用の中心を推論に置く。⁽¹⁾しかし、推論は単に論理的な形式に止るものではない。概念あるいは事物(die Sache)が自己を自己へと媒介する作用が推論である。従つて、「すべての物が推論である。⁽²⁾」この推論も論理的な形式としては定有の推論、反省の推論、必然性の推論の三つに区分される。この推論の作用(schließen)は概念の規定を通して進行する。最初の定有の推論では、概念の三つの規定、個別、特殊、普遍がそれぞれ自立性を持ち、互いに外面的に関係する。このため、定有の推論は質的推論とも称される。反省の推論では、この概念の規定が具体的な存在の規定性として現われる。この存在の中でこれらの規定性が相互に関係する。一方、この存在は自己のこれらの規定性を通して自己を展開する。反省(die Reflexion)には規定性の相互関係ということが含まれている。反省の推論におけるこの主語の展開と規定性の関係とを考察するために先ず、この反省の概略を示そう。

ヘーゲルの論理学では、反省は有から概念への媒介として媒介の作用的な部分をなすもの、「純粹な媒介」(s. 64)である。概念や事物は自己を措定(sezen)しなければならない。最初の無前提的な措定の作用が仮象の作用(schein)である。仮象(der Schein)は作用を通して生じたものであるから、むしろそれ自身媒介されたもの、反省で

ある。措定されたものは何らかのものであるから、それは区別されたもの、規定されたものである。従つて、反省には区別の作用と規定の作用とが含まれる。あるものをそのものたらしめているものはあるものの「規定性」である。論理学は自己を自己として規定するこの自己規定の作用 (*sich-besinnen*) を説明することにある。この規定作用は概念の本性である否定性に基づく。この否定性は「自己に関する否定性」である。「この否定性は自己の自己への関係である。従つて、それは即目的には直接性である。しかし否定性は否定的な自己関係、自己自身を反探的に否定することであるから、即自有する直接性は否定的な存在あるいは否定性に対して規定された存在である。しかしこの規定性はそれ自身絶対的な否定性であり、規定作用として直接自己自身を止揚すること即ち自己への還帰であるような、規定作用である」(s. 12)。これは論理学全体を貫く論理的な構想である。反省の作用が自己に関係する点で、反省は自己反省である。従つて反省においては、区別されたものは同一性あるいは自立性をもつ。この自立的なものが反省規定乃至相關関係である。この自立性は区別する作用に基づくものであるから、反省された自立性である。反省規定は区別されたものとして自己の規定を区別されたもう一方の項においてもち、従つて自己の内に他者への関係を含む。相關関係の一項はそれ自身他方の項への関係として自立的であり、また規定性の全体性でもある。この自立性と全体性は反省のそれであつて、この項の規定そのものがこの項を止揚することになる。他方、相關関係それ自身が自己の根拠を自己の自立的な両項に置いているかぎり、両項の統一としてのこの関係は反省された統一にすぎない。従つて、相關関係の両項がもつ各々の規定は各々の自立性を解消する。両者の自立性は解消されることによって本来の自立性となり、具体的な自己同一性、両者の統一である。区別の両項はこの統一の中へ移され、この統一の契機となる。この規定の直接態の解消と両者の統一における契機としての存続の作用が止揚の

作用(aufheben)である。しかし、措定の作用は概念や事物の外化(Äußerung)として概念や事物を前提している。この点で、措定の作用には前提の作用(voraussetzen)がともなっている。前提ということによって一つの転倒が生じる(verkehren)。進行と思われた措定の過程も自己への到達である。ヘーゲルは措定されたものの段階を区分して、内的で未発の状態を即自(an sich)、措定されるべきものがその自体であるところのものとして措定された状態を向自(für sich)と呼ぶ。しかし、向自的なものは単に措定されたものであるのではない。措定されたものが自体を有し、それ自身自己の措定者でもある。このような在り方は即且向自と呼ばれる。

さて、反省の推論に移ろう。この推論では、主語と述語はそれぞれ自己に反省したものである。各々が普遍性である。また、主語においては規定性は反省の関係をもち、述語はその規定からみれば反省規定である。そして、反省が前提していたところのものによって、この反省の推論がもつ媒介の作用が如何なる作用であり、主語とその規定性とが如何なるものに媒介されることになるのかが明らかにされるであろう。

反省の推論

最初の質的推論は本来的な判断「個別は普遍なり」に媒介が要求されることから生じた。この要求が推論の形を採るには、判断の繫辞(は)の事態が判断の種々の段階を通して明らかになつていなければならない。この繫辞は決して主語と述語とを実際に統一することができず、この統一の措定を推論に委ねる。質的推論は推論の一般的な形式を与える。この形式は実際には思考の現象の一つにすぎず、この形式でものを考える人は居ない。ある対象の考察の場合、この形式が無条件に成立してこの対象の原理となるのではなく、逆にこの対象の考察の結果、この対

象がこのような形式をもつことが明らかになるのである。一般には質的推論は、媒介が要求されているということ、更にまた事物が普遍性、特殊性、個別性の概念の三つの契機を含んでいるということによって思惟が始まる機縁である。これに対し、反省の推論は後に述べられるように思考の実状に一層即している。質的推論は全体として特殊が媒概念を務める第一格の推論である。⁽³⁾そこでは概念の抽象的な規定がそのまま主語や述語となっていた。このため一つの規定が他の規定と関係する時に、規定そのものが交替してしまい、規定の考察は自体的には不可能であった。これらの規定が如何なるものであるか、また相互にどんな関係をもつものであるかということは、それらが外面的に移行する中で示された。そこで明らかになったことは以下のことである。第一に、各々の規定は他の規定に關係し、この他の規定において自己の規定をもつ。即ち各々が反省の關係をもつ。第二に、各々はそれ自身において他の二つの規定の統一であり、これらの規定の全体性である。従つて、各々は同等である。以上のことが示されていた。こうして、規定の抽象的な区別と自立性とが止揚された。この止揚がもつ意味は、推論の媒介が具體的存在(Das Konkrete)を前提にしていたということであり、抽象的な規定が自己に反省して具體的な個別の段階に到るということである。質的推論の抽象的な形式は止揚されるが、このことによつてこの推論は自己の外に眞の媒介者としての具體的存在の存在を明らかにしたのである。こうして推論はこの具體的存在を主語とする反省の推論へ推移する。しかし、この主語は反省の推論において始めてこの具體的存在の内容の規定を得るのではない。反省の推論で結果していることは、この内容の規定性の下におけるこの規定をもつ主語の具体化である。しかし、この具體的な内容の規定が何であるかは論理学では問われない。論理学では唯概念の規定のみが問題である。

反省の推論においては概念の規定性は、先に述べられたように「他の規定性がその中に仮象する規定性」として

「他の規定性の関係」として、従つて「具体的な規定性」(s. 333)としてある。従つてこのような規定性は普遍性あるいは反省の統一を含む。反省の推論の主語の中にこのようなものとしての規定性が置かれる。それぞれの規定性は主語に支えられたものとして、この主語の中で自己の規定性を失うことなく他の規定性と関係する。他方、主語はこの規定性とその関係を通して自己の実を明らかにし、自己の在り方を変える。このような規定性をもつ具体的存在の個別性は、抽象的な個別性でもなく、また単に他の規定性と関係をもつ個別性でもない。この存在は「形式に属する単なる個別性の外にあつて」、「無条件に自己反省した普遍性」としての、また「前提された、即ちここではまだ直接的に承認された類」(s. 334)としての規定性を含む。従つて、反省の推論の主語である具体的存在としての個別は類の個(das Individuum)である。従つて、この個別は類の個として普遍性を含んでいる。この個別は自己の性質のすべてをそなえる具体的存在である。他方前提の面で、この個別は前提された類即ち「客観的普遍性」(s. 339)の個でもある。しかし、この普遍性もここではまだ抽象的で、先の反省の普遍性にすぎない。個へと規定する具体的な規定がこの普遍性には欠けているので、この普遍性の個別性もそれぞれが同じものということにすぎない。従つて、普遍性は量的な普遍性、「すべて(Alles)」ということに他ならない。こうして主語は個別性と普遍性との間の反省を通して、全称性(die Allheit)の下におかれ、従つて、反省の推論の第一のものは全称の推論である。ここでは主語が同時に媒概念である。反省の推論では全体として個別が媒概念を務める。しかし、この推論も内部ではやはり三つの格に区分される。即ち、全称の推論、帰納の推論、類比の推論の三つである。主語は自己の即且向自有へと自己を媒介し、自己の実を示さねばならない。具体的個別もまだ即且向自的に存在するものではなく、まだ反省の具体性をもつにすぎない。また得られた結果も自ら自己を自己に媒介するものでなければならぬ。こ

うして、主語そのものが媒概念となる。即ち、この主語の個別性は即自的には客観的普遍性であるが、この即自ということの故に個別性と普遍性の統一もここではまだ即自的であつて、措定されていない。他方、この客観的普遍性もここでは即自的で、唯前提されているにすぎない。更に、この主語のすべての性質もこの主語の必然的な規定とはなっていない。従つて、この具体的存在は推論によつて自己の規定を措定し、自己が何であるかを即ち自己の規定を述語として提示するのでなければならぬ。こうして、この存在は自己をこの前提された客観的普遍性へと媒介することになるのである。しかし、反省の推論の述語は主語の反省された普遍性で、個々の主語から相対的に独立している。ここでは述語が主語を直接に規定するのではない。逆に主語を規定することは、述語から主語に反省することによつて、主語そのものの側で進行する。従つて、主語自身が媒概念となるのである。

(a) 全称の推論

この推論は例えば、「すべての金属は電気の良導体である。銅は金属である。故に銅は電気の良導体である」という形の推論である。⁽⁴⁾この推論の大前提は相関関係を述語とする反省の判断である。この大前提の主語は一方で個別性の面では、その性質の全体をもつ具体的存在である。他方でこの主語は普遍性の面では全称性の下におかれる。しかし、主語は自己の単純な規定性によつて自己を判断するのであるから、ここでは自己の性質の全体を述語にすることはできない。しかしまた、これらの性質のいずれが主語の述語となるのかは主語の中だけでは決らない。他方、主語の述語は相関関係としての「電気の良導体」である。電気伝導体は銅だけではないし、また金属とかぎつたわけでもない。この述語は主語の普遍性が反省されたものとして主語から独立して、多くの主語と関係する。この大前提はまた定有の推論の結論でもある。定有の推論の結果として示されたことは、主語も述語も自己に反省

した普遍であるということであつた。これに対し、小前提はより進んだ必然性の判断である。これは類と種との關係を表わしている。しかしこの判断はここでは直接的な認識であつて、この種へと限定する種差を欠いている。あるいは逆に、個別を類へと媒介する推論がそこには欠けている。

さて、この大前提の主語は一種の「瞞着」(s. 335)であるとヘーゲルはいう。すべて(Alle)ということは何ら類の普遍性に対応しない。實際、枚挙の形で類の種を尽くすことはできないし、ましてここでは種を具体的に挙げる手懸りすら欠けている。一方、大前提は、その述語が普遍性としての主語に帰属するかどうか断定するだけの根拠をもっていない。全称性はむしろ個別性に依存している。大前提が正しいかどうかは結論の具体的な事例(例(Instance))に依存している。結論はそれ自体で正しい(richtig)。結論の正しさはこの推論によって導かれるのではない。

そこで、全称の推論は「推論しているという仮象」(s. 336)であるとヘーゲルはいう。しかし、推論の形式はここで必然的に生じたのである。推論が概念の作用としてこの具体的存在に必然的であるということがこの推論によって示された。従つて、この仮象は客観的な意味をもっている。そして、推論の實際は後に続く二つの推論に委ねられている。反省の推論では大前提が結論を前提しているということは、このことを定有の推論では推論が相互に前提しあつていたということと照らし合わせてみると、定有の推論がもつていた推論間の外面的な相互前提性が一つの推論の中におかれるという意味をもっている。推論は媒介であるが、しかし最初に現われる推論は直接的で、この推論そのものに媒介が要求される。この推論は自己を媒介してくれる今一つの直接的な推論を自己の外にもつ。反省の推論ではこのような推論の間にあつた、媒介を媒介するという矛盾が一つの推論の中に内化される。反省の推論はこの内化された矛盾によって、推論の新たな展開を可能にする。推論は、他方、概念の自己措定であるから、

推論の展開が同時に概念の自己展開でもあることに留意しなければならない。

しかし、全称の推論の形式に則って推論（研究）する人は居ない。ここではある個別について、ある述語がこの個別の規定としてこの個別に属するかどうか問われているのである。その際、この個別が数多くあるとしても、それぞれが個別とみられているのである。この数多性の中に普遍性が潜んでいるということは別の認識である。現象にのみ囚われている思考は自分の思考過程を反省する際に、この過程に推論の仮象を与えたのである。この推論の形式は主観的な反省の中に現われて、個別の研究にも普遍性が前提されていることを示す。全称の推論は、後の帰納の推論や類比の推論がもつ形式上の表面的な欠陥を補って、推論の形式を保持している。しかし、この推論の形式の仮象を離れてみれば、全称性はただか「数多く」という意味にすぎず、むしろこれは特殊性である。従って、全称の推論は特殊を媒概念とする第一格の推論 $E - B - A$ である。⁽³⁾ しかし、大前提の主語の全称性は個別性を前提にしており、また大前提は結論における個別的な認識を前提にしているのだから、この推論では実際には個別が媒概念を果している。従って、推論はそれぞれの具体的個別を媒概念とする帰納の推論に移る。

(b) 帰納の推論

この推論は全称の推論の実態に沿って、その形式が変えられたものである。実際の考察も、取りあげられた具体的存在について研究することによって結論を得ようとするものであるから、この推論は思考の実際に適っている。しかし、この思考が、普遍性は取りあげられた存在の個別性に基づいている、あるいは普遍性は単に経験的な認識にのみ基づいていると考えているのならば、先の全称の推論はこの考え方に対して、普遍性が前提されているということに注意を喚起する。

さて、この推論は $A \mid E \mid B$ なる第二格の推論である。A は直接的な類であり、媒概念 E は類の個 (e) のすべてを含むものとして (e, e, e, :, e) なる表現をもつ。この推論は全称の推論の大前提を媒介しており、両推論の形式的な推移を示している。小前提 $A \mid (e, e, e, :, e)$ は (e, e, e, :, e) がすべての個別を含むことによって、外延の面から A の普遍性に合致している。そして、大前提は実証された認識 ($e \mid B$, $e \mid B$, $e \mid B$, :, $e \mid B$) である。従って、帰納の推論は全称の推論の概念を並べ替えたものではない。帰納の推論がもつ客観的な意味といわれるものは「直接的な類が個別性の全体性を通して普遍的な性質へと自己を規定し、普遍的な相関関係あるいは徴表の形で自己の現存在をもつ」(s.338) ということである。全称の推論の大前提の述語は単に主語に共通する性質である。これに対し、帰納の推論の大前提の述語は個々の主語について実際に認識されたもので、主語それぞれに対し個別的である。従って、帰納の推論の結論 $A \mid B$ において、この述語は単なる主語に無関心な相関関係ではなく、この推論を通して具体的に普遍を規定したものととして普通の述語、普通の規定である。しかし、この意味はまだそれが意味するところの「内的な概念にすぎず、措定されていない」(s.338)。この推論の内実は、それがまだ措定されていないが故に、これまでの推論と同様自己の形式に合致していない。即ち、この推論の概念はまだ自分の規定性をもっていない。この推論は以前の推論に含まれていた規定性に依存している。大前提は直接的な個別性に基づいている。小前提の普遍性も個々の直接的な個別が並べられるという量、主観的な普遍性である。この小前提は全称の推論に含まれていた普遍と個別の量的な関係が明示されたものに他ならない。この小前提の普遍性の関係が主観的であるが故に、この前提は個別と普遍性との間に客観的で必然的な結びつきを与えることができない。従って、たとえば個々の個別に述語が属していたとしても、結論は蓋然的である。定有の推論の第二格は特

称判断を結論としていたから、帰納の推論はこの第二格がもつ事情を実体的に明らかにしたのだといえよう。帰納の推論における普遍性は個別の全体性である。しかし、この全体性は量的な無限性、無限の数の個別ということを意味している。他方、大前提の認識は個々の個別について実行された認識であるから、大前提は先の普遍性の下ではこの認識を限りなく (ins Unendliche) 繰り返さねばならない (sollen) (s. 338)。ヘーゲルはこの「限りのなさ」という悪無限的な進行と「ねばならぬ」という当為とから次のような前提を引き出す。帰納は「類が即且向自的に自己の規定性と結ばれている」(s. 338) ということを前提している。帰納の推論の大前提の認識は、全称の推論の大前提が単なる論理的形式をもつ全称命題であるのとは事情を異にし、主語の個別的な存在と認識の実行という活動とに裏付けされている。この当為や悪無限的過程の中におかれたものは、現実には達成できないように思われる。しかし、この当為や悪無限的ということも、前提されていた即且向自有の外面性なのである。しかし、この外面性は個別としての主語の存在と力によって克服される。そして、帰納の推論の大前提は直接的な認識であるが、ヘーゲルが引き出した先の前提からみればこの直接性は「個別性の有的な直接性」ではなくて、「即且向自有する直接性、普遍的な直接性」(s. 339) であつたのだ。従つて、この推論も結論を前提している。しかし、全称の推論が形式的に結論を前提するのとは異なつて、反省の推論は結論の中に「即且向自有」を前提しているのである。こうして、前提の面で推論の主観性は止揚されていく。

直接的な形式は主観的な形式である。しかし、主観性の制約は概念に基づいている。現象にすぎないものも現象する必然性からみれば概念を暗示するものである。形式の必然性は概念に基づいており、直接的な形式の直接性は概念の外面性、概念の直接性である。直接的な形式を制約とし、この制約を通して即且向自有する世界へと引き上

げるものが、ヘーゲルの反省である。反省はこの点で活動性の中におかれる。反省の道程が始まるのも概念が前提されていることであり、この道程は概念の自己措定の過程である。反省の領域では措定することは前提することである。しかし、反省の道程と概念の自己措定の過程とが同一であることは、帰納の推論を通して判明したことである。この点で、帰納の推論も推論である。

帰納の推論では、媒概念は活動的(*active*)である。主語に予め述語が用意されているわけではない。媒概念が個別として自ら活動し、自ら自己を判断し、自己の述語を獲得する。媒概念は自らの活動によって無力な当為を脱出し、即且向自有を前提することへと自己を導く。そして、この前提により推論の主観的な制約も止揚される。他方、この媒概念の普遍性は単に量における普遍性に止るものではない。即且向自有する直接性が前提されることにより、媒概念の個別性がそのまま客観的普遍性、類と同一であることになる。しかし、この同一性は帰納の推論ではまだ即自的である。それ故、大前提における個別の在り方と、結論における類の現存在とが分離する。しかし、媒概念はこの点で、自己を個別化し、自己に現存在を与える普遍性である。従って、帰納の推論は普遍性を媒概念とする類比の推論に移っていく。

(c) 類比の推論

この推論は第三格の推論 E—A—B である。反省の推論の出発点は具体的存在であつた。以前の二つの推論では、この存在も媒概念としては抽象的な個別性あるいは単なる個別でしかなかった。これに対し、類比の推論の媒概念は具体的存在の本来の規定性をもつ。この媒概念は「具体的存在の自己反省」、従ってまた「具体的存在の本性」(399) と呼ばれるものである。この普遍性としての媒概念は具体的存在の普遍性であるから、同時に即自的には個

別、具体的存在である。それは類の個である。従つて、媒概念に二つの規定性が含まれるのであるから、この推論は不完全な推論であるように思われる。しかし、類比の推論が欠陥のある不完全な推論であるわけではないとヘーゲルは主張する。大前提の主語が類でもありこの類の個でもあるから、大前提には結局三つの概念が含まれ、従つてこの前提自身が推論である。しかし、推論の形式がそこには現われていない。というのも推論の形式はこの前提に内容化されているからである。推論の形式が大前提の内容となつている点で、類比の推論は推論の必然的な過程を含んでいる。内容が推論には前提されている。前提された内容は外面的な内容であり、この外面的性が形式を与える。しかし、この形式はまだ形式とはいえない。形式は内容から分離して始めて、その内容の形式である。しかし次に、形式は内容の形成に進み、前提された内容に合致しなければならぬ。反省の推論は定有の推論の外在的な矛盾を内在させている。類比の推論は加えて推論の形式を内容とすることに進む。この点で、類比の推論は推論を推論たらしめている本来的な形式であるとされる。形式的に表現すれば、大前提は「二つの対象に一つの性質が共通し、今一つの性質が一方の対象に属するならば、他方の対象にもこの性質が属する」(634)という表現に表わされる。この点で、表面的には類比の推論は四個名辞の虚偽を犯している。ヘーゲルによれば、一つの規定性も対立する二つの規定性の統一であるから、媒概念が二つの規定を含むのは必然なのである。しかし、このような一般的な事情については既に定有の推論で説明されている。

これに対し、類比の推論の媒概念のこの二面性は止揚されなければならないものである。媒概念はここでは具体的存在として普遍性と個別性の統一である。この統一はまだ直接的である。この直接性が止揚されなければならない。この直接性の故にこの統一は二面に分離し、一方では反省の統一として他方では個別として現われる。この

個別は一方では反省の推論の出発点となった直接的な具体的存在であるとともに、他方では類の個でもある。この個別がもつ二面性は右の反省の統一と同じものである。しかし、媒概念がここでもつ二面性は推論の内面化という意味をもつ。定有の推論は一般的な図式としては、結論 $E \rightarrow A$ をもつ。媒概念はこの結論の主語と述語の統一である。定有の推論では、媒概念がこの統一であることは結論において示される。これに対し類比の推論では、媒概念は既に推論によらなくても個別性と普遍性の統一としてある。こうして類比の推論は定有の推論が結果としてもつものを既に大前提の中に含んでいる。一方、反省の推論の媒概念は具体的存在である。しかし、全称の推論や帰納の推論では、媒概念は一面的な規定性の下におかれていた。これに対し、類比の推論の媒概念は普遍性と個別性の統一であり、規定性の面で具体的存在と合致する。従って、類比の推論は定有の推論と反省の推論とを総括している。

媒概念がこのように個別性と普遍性の統一であるから、大前提も $A \rightarrow B$ と $E \rightarrow B$ の二面をもつ。両面は同じものであるが、この両面を区別された点で考察しよう。 $A \rightarrow B$ は帰納の推論の結論である。この結論では、その述語が普遍性の述語、普遍性の規定であり、普遍性はこの述語と即且向自的に結ばれ、この述語において自己の現存在をもつということが、即ち普遍性の即且向自的な在り方が示された。類比の推論の大前提はこの普遍性の在り方を内容にされた推論の形式という形で含んでいる。推論は、それがどんな推論であるにせよ、ある内容あるいはある存在を前提している。これまでの推論はまた結論を前提するような推論であった。これに対し、類比の推論はこの自己が前提するものを論理的な内容の形で自己の中に含んで推論する。この推論の結論は $E \rightarrow B$ である。この結論 $E \rightarrow B$ は個別 E が特殊 B によって規定されることを示す。普遍性が自己の個別をその特殊によって提示するとい

うことは、普遍性の眞の在り方、普遍性の実在化である。この推論は、前提では論理的な内容であつたものを結論に媒介し、普遍性に現存在を与える。もともと、この推論は普遍性が自己に現存在を与える推論であつた。

次にE—Bの面では、大前提は結論と同じ形式である。結論は大前提が媒介されたものである。大前提では直接的な認識にすぎなかつたE—Bが結論E—Bへと媒介され、普遍性の在り方を示すものとなる。直接的な認識が結論で媒介された認識となるということによつて、媒介自身が直接的であるという矛盾が止揚される。定有の推論では推論が相互に前提的であつた。反省の推論の最初の二つでは、この推論の間にあつた相互前提が内在化され、大前提が結論を前提してゐた。しかしそこでは、同じ判断が媒介の両面をなしてゐたのではなかつた。そこでは、媒介はまだ他者への推移ということをも含んでいて、端的な自己媒介ではなかつた。こうして、定有の推論が残した課題も解決された。しかし、この解決がE—Bという判断において行なわれることによつて、反省の推論が根底にしてゐた抽象的で直接的な個別性も止揚される。反省の推論は具体的存在から出発した。しかし、この存在は前提されているにすぎなかつた。単に前提されたものは外面的で抽象的である。従つて、媒概念は抽象的で直接的な個別性の下におかれた。そして、普遍性と個別性の統一が反省の統一でしかないということや推論することが仮象であるということもこの外面性に基づく。しかし、帰納の推論はこの前提された即且向自有するものが前提されていることを明らかにした。そして、類比の推論でこの前提された即且向自有する普遍性へと媒介されることによつて、個別の直接性即ち個別の直接的な在り方が即且向自有する普遍性、類へと止揚された。従つて、先の外面性も止揚されることになる。ところで、媒介された結論E—Bは、帰納の推論の媒概念が個別として自己の活動によつてもたらしたものである。この媒概念はE—Bに類の即且向自的な在り方が前提されていることを明らかにした。この

ことによりこの直接的な判断E—Bが類比的の推論の結論へと媒介されたのである。こうして、個別としての媒概念の活動とその述語とに普遍性を通して確証が与えられたのである。

さて、結論E—Bの述語Bはもはや単なる反省規定でも相関関係でもない。この述語は帰納の推論で示されたように、類の述語、類がそこに現存在するものである。こうして、普遍、特殊、個別はそれぞれ具体的であり、同じ普遍である。他方、この結論では主語と述語の必然的な結びつきは示されない。概念の規定がそれぞれ同じ普遍、全体的な概念となることによって、反省の推論も全体として次の推論へ移行する。反省の推論はその主語からみれば、具体的存在を類の個へと媒介する。主語の規定性の面では、この推論は直接的な個別性を客観的な普遍性、類へと媒介する。こうして、主語と主語の規定性は推論によって合致したのである。あるいは主語は自己の規定性とその関係とを通して、自己に前提されていた自己の即且向自有する普遍性に合致したのである。しかし、この反省の推論の展開は個別として活動する媒概念が担っている。

反省の推論は推論するという仮象である。しかし、この推論によって主語の有(Sein)における推論の必然性が明らかにされた。またこの推論は自己が前提しているところのものを明らかにする。推論はこの前提へと推論することによって、この仮象を止揚する。この仮象の止揚によって、推論は始めて推論である。反省の推論では主語の概念の形成が進行する。最初は全称性、次に個別そして普遍が現われた。この普遍は、類でありまた類の個でもある。反省の推論は類と個の形成ということを課題にしている。反省の推論の小前提は類と個の関係を表わす。しかし、小前提は直接的な認識で、類を種あるいは個へと限定する種差に欠けている。この推論では小前提の役割が軽視されているように思われる。類比的の推論の結論はこの個をその述語で規定する。しかし、この述語は主語の述語であ

るかどうかは示されない。この二つのことは次の推論に委ねられる。推論はここでは主語の有の必然性を、即ち主語の有を概念の有として示さねばならない。

注

(1) 推論の一般的な性格と推論の最初の形式である定有の推論については、『哲学論叢第一号（大阪大学文学部哲学哲学史第二講座）』に所載の拙論「ヘーゲルの推論」で考察されている。反省の推論では、主語と主語の規定性はまだ直接的であるから、概念の契機を通じた媒介である推論も直接性を媒介する反省と不可分な関係にある。こういう事情で、本論の題目を「反省論」とした。一方、推論によって完成されるいろいろな概念もそれ自身推論である。また論理的なもの（das Logische）が別のエレメント、即ち自然や人間（精神）に進む場合にも、この三者の間の関係は推論であるといわれる。これらの問題は将来の課題にしたい。

(2) Hegel: Wissenschaft der Logik (Ph.B.) hrsg. v. G. Lasson, II, s. 314。なお本文中に記された頁数はいずれも本書の頁数である。

(3) ヘーゲルの推論の格は媒概念の規定によって決まる。第一格は特殊（B）を、第二格は個別（E）を、第三格は普遍（A）をそれぞれ媒概念とする。ヘーゲルは推論に「小概念—媒概念—大概念」という表示を与える。従って例えば、第一格の推論は E—B—A である。

(4) Hegel: Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften, § 190 Zusatz。

（大学院学生）